通学路交通安全部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市交通安全条例施行規則(平成20年規則第2号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、安曇野市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)に通学路安全対策の推進のため、通学路交通安全部会(以下「部会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 通学路交通安全プログラムの実施に関すること。
 - (2) 通学路の合同点検に関すること。
 - (3) 関係部課等との調整に関すること。
 - (4) 関係諸機関との連絡調整に関すること。
 - (5) その他特に調整を必要とする事項に関すること。

(組織)

- 第3条 部会の委員は、協議会の委員のうちから協議会の会長が指名する者とする。 (部会長及び副部会長)
- 第4条 部会に部会長及び副部会長を置き委員が互選する。
- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議等)
- 第5条 会議は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が会議の議長となる。
- 2 部会長が必要と認める場合は、会議等に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 部会長は、検討した結果を協議会へ報告するものとする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、協議会事務局があたる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が定めるものと する。

附則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。